



Title	農地賃貸借展開地域における大規模水田作経営の通り作進行と農村集落の存続動向：上川中央地域・当麻町
Author(s)	細山, 隆夫
Citation	フロンティア農業経済研究, 24(1), 1-19
Issue Date	2021-11-20
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/90259
Type	article
File Information	24(1)_01_Hosoyama.pdf



Instructions for use

〔論文〕

農地賃貸借展開地域における大規模水田作経営の 通い作進行と農村集落の存続動向 －上川中央地域・当麻町－

(国)農研機構北海道農業研究センター 細山 隆夫*

Farmland Accumulation Beyond a Rural Community of Large-scale Paddy Farming and the Continuation Trend of Rural Community
—Toma-town in Kamikawa Central Region—

Takao Hosoyama
National Agricultural and Food Research Organization
Hokkaido Agricultural Research Center

Summary

A target on writing is a farmland lease development area in Hokkaido. The development situation of the farmland accumulation of large-scale paddy farming in rural area and a rural community where farm retirement is conspicuous was made clear. And that, the continuation situation of such rural area and a rural community was made clear. As a result, first, there was also large-scale farming in central composition a resident household in the area where farm retirement and transfer from a rural community is intense. At the inside, specific rural community also turned to an extinction rural community already. And the farmland in a rural community was large-scale paddy farming group of farmland accumulation beyond a rural community accumulated everything. Second, the farming person in an area will shift to only 1 of large-scale farming was expected. Third, even if integration reorganization of the rural community which made the said area the unit was developed, transformation to the space where large-scale farming just develops was suggested.

1. 課題

1980年代後半以降、北海道道央水田地帯では構造変動の進行が著しい^{注1)}。後継者不在の高齢化に伴う離農、農家数減少が激化するなか、在村離農主体の土地持ち非農家が膨大に発生しつつ、農地賃貸借展開と規模拡大が進んできたのである。

なかでも、この動きは上川中央地域で顕著であり、借地を大量に集積した大規模水田作経営の展開が活発である。

具体的に上川中央を主に念頭に置いて言うと、その内実は次のようにある^{注2)}。①農地賃貸借展開地域ではあるが、実際は以前から農地所有世帯の減少率は高く、在村離農にしても高齢者世帯ゆ

* Corresponding author : hosoyama@affrc.go.jp

えに結局は後に離村し、農地も売却してきた。これは集落構成員の減少に直結したが、同構成員数規模を復元すべく農村集落の統合再編が進んできている。②階層分化が進むなか、農業の担い手、農地の受け手としては少數ながらも大規模な水田作経営が展開している。あわせて、その農地集積－借地から購入への移行も含め－も通い作依存で集落の枠組みとは無関係に行われてきた。これらに加え、先行きとして「いっそう階層分化した集落形成」^{注3)}も予想された。

だが、さらに最近の農業センサス等が示す動きとして、なお離農が激しく進みつつも、農地所有世帯数の減少が加速を見せ、大規模水田作経営では借地関係から購入への移行が強まる様相にある^{注4)}。まず、土地持ち非農家は増加から減少に転じ、それが作用して農地所有世帯の減少率も急上昇した。農村集落レベルに置き換えると、土地持ち非農家の離村や農地売却が強まり、営農者と居住者の減少が著しいことを示唆する。次いで、規模拡大は依然として進んでいるが、借地面積の増加は全く鈍化し、大規模経営でも借地の自作地への転化が活発化傾向にある。換言すると、大規模経営は集落内で面積シェア、自作地ウエイトを高めていると言える。

このなか、上川中央を対象とした直近の先行研究では、借地率トップの当麻町における大規模水田作経営10体の調査分析から、次の点が明らかにされている^{注5)}。

そこでは①極めて大型の経営体が展開しており、それらの町耕地に占める面積シェアも高いことが示された。同時に、土地持ち非農家は高齢一世代世帯であって世帯・農地の継承が不可能なために町外等への転出、農地の売却処分が頻発し、それにより大規模経営では農地購入が進む実態にあった。②大規模経営群では農地の団地化が図られているが、さらに将来の戦後団塊世代の大量離農によって団地化を伴ういっそうの規模拡大の進行が

見込まれた。③加えて、大規模経営では農地購入の際、転出者＝離村者の空き家となる家屋や宅地、納屋の購入も発生していた。反面、離村者では世帯、農地、家屋に亘って農村集落との関係が完全に断絶していることが示された。

あわせて、このようなことから以下の方向性が指摘されていた。①農村集落内では農地購入による自作地規模の拡大者を中心としながら、大規模経営のみが存続していく構図であること、②したがって、集落内の居住世帯は大規模経営の農家が中心的存在となって構成されていくこと、が示されたのである。③同時に、こうしたなかで集落の具体的な将来の姿が問われるとされた。

こうした諸点を踏まえると、今後は大規模水田作経営の農地集積と農村集落存続との関係の実態究明が要請されると言える。そして、その場合は対象をミクロな地区・農村集落、およびそこでの大規模経営展開にまで下りたなかでの観察が必要となる。

特に先鋭的な動きとして、広く上川地域を見渡したなかでは「人口・戸数ゼロ」の「消滅集落」も頻発してきているが、無論他地区・他集落からの通い作者の存在も見込まれることから、その農地集積実態が注目されると言える^{注6)}。加えて、農家では所有農地（水田）を中心に家屋、納屋等は財産、かつ次世代に継承される家産であるが、①これまで離農・離村問題に関しては離村先と農地の処分動向のみが分析されており^{注7)}、一方の家屋、納屋等の処分動向についての検討は手つかずの状態が続いている。これに対して、府県農村では消滅集落といっても、実際には農家は転出先から通勤耕作を行い、家屋、納屋等も利用する動きがみられている^{注8)}。②したがって、北海道でも今も離村離農が進行しつつ消滅集落も発生する中、同消滅集落の内実を把握する上では家屋、納屋等の動きの追跡も求められる。

これらの点の追究は大規模水田作経営、地区・

集落の将来像、さらに両者の相互関係の先行きを展望することにも繋がると思われる。また、その追究の際は集落構成員と土地持ち非農家、農地売却者の存在状況、一方での大規模経営の展開状況を明示していくことが求められる。

以上を踏まえ、本稿の目的は農地賃貸借展開地域の離農が顕著な地区・集落における大規模水田作経営の農地集積、通い作進行の展開状況と同地区・集落の存続状況を明らかにすることである。対象は上川中央当麻町とする。方法は農業センサス、公的機関統計の集計・分析、大規模経営の実態調査・分析である。構成として、①町の農業構造変動、大規模経営展開を検討した後、②離農離村の顕著な地区の実態を把握するとともに、同区の将来動向を吟味する。③同区で農地集積を行う大規模経営群の性格を検討する。④同区内にて全農家が離農離村した集落の内実を示す。⑤大規模経営の方向性と同区の将来像を示す。

付言して、用語について定義しておく。本稿での①農村集落とは農事組合を単位としつつ、水田営農者から構成される農家集団である。ただし、その活動内容には地域農業資源管理・共同作業は含まれない。それは資源管理・共同作業が集落ではなく、集落を越えた水利組織の仕事として遂行されているからである^{注9)}。また、農業構造変動の側面に焦点を当てているため、集落構成員の生活面での活動についても視野には収めていない。②農村集落の「存続」とは集落内に農家群が居住し、同集落内の農地が部分的でも耕作されている状態を示す。そして、複数集落から成る地区的存続と言った場合も同様である。③農村集落の「消失」とは集落内の農家・世帯が全て離農・離村し、農地も全て他集落の農家群により集積された状態を示す。

2. 町の農業概要、農業構造変動と大規模水田作経営の展開

1) 町の農業概要

上川中央地域の当麻町は中核都市・旭川市に接する純農村である。

その農業概要として、①地形条件では町中心部は平地地域だが、周辺部は中山間地域も含んでいる。②2015年農業センサスで見ると農業経営体415体（総農家558戸）、経営耕地4,267ha（水田3,858ha）である。③施設野菜作の産地である一方、転作対応は中山間地域における牧草、そばが主体となっている。④10a当たり地価・地代として、農地（中田）価格は22～23万円と低く、平均的小作料は12,000～13,000円の水準にある。

地域社会は次の構造にある。町は行政単位として8地区から構成され、町中心部のC、U、I、H区、市街の区は平地地域だが、周辺部のH G、K、R区では中山間地域が広がる。ここで中心部の大規模経営は転作用地を求めて中山間地域の農地も集積するが、他方で中山間地域の大規模経営は平地地域でも農地集積を図って水稻生産を行っている。また、各区には行政区（例：C 1区、C 2区）があり、さらにその内部に農村集落＝農事組合（例：C 1区-1、C 1区-2）があった。だが、継続的な離農発生により、行政区を1単位とする集落の統合再編が進行してきている。

ここで農村集落に関して言えば、①それは農事組合を単位としつつ、その範域は水利に規制されたものではなく、固有の領域を保持していない。そのため集落の統合・再編も容易である。②農事組合の構成員－その資格の保持者－は水田営農者に限定される。そこでは土地持ち非農家、また施設園芸専作者も農事組合構成員から外れる。

2) 農業構造の基礎指標と農業構造変動、大規模水田作経営の展開

町では後継者不在・高齢一世代世帯農家の大量形成とその離農－農家数は1985年1,151戸から2015年558戸へと半減－、土地持ち非農家化によって農地賃貸借と規模拡大が進行してきた。同時に土地持ち非農家では高齢一世代世帯ゆえに離村、および低地価－資産価値が低い－下で農地売却＝賃貸借から売買への移行が進み、農地所有世帯も減少を続けてきた。ことに離農の発生、農地所有世帯の減少は中山間地域を抱える区で著しい。

現在、農業の基本的姿は表1のようである。
 ①同居農業後継者がいる農家割合は12%と極度に低く、農家継承面で不安定な層が堆積している。
 ②農地所有者構成として、男子生産年齢人口のいない専業農家＝後継者不在の高齢農家が17%台を占める点が注意される。また、土地持ち非農家が32%を占め、厚い層をなしている。③農業経営体1体当たり経営面積はさほど大きくなく、10ha規模前後である。ただし、後述のように一階層分化のもと－少数ながらも突出した大規模経営の展開が見られる。④農地流動形態では賃貸借進行が

著しく、農業経営体の水田借地率は43.5%と高い。だが無論、一方では売買も成立してきている。

農業の担い手、農地の受け手は1990年代以降、高齢農家の離農跡地を集積してきた少数の大規模水田作経営であり、現在その規模は40～50ha以上に至る。この大規模経営は施設野菜との複合経営が複数の区・集落に通う中で大量の農地を集積し、大規模化を実現した性格にある。同時に広域的集積ゆえ、かつては圃場分散問題も発現していた。これに対し、町農政は先の大規模経営の農地集積状況を追認しつつ、稲作を平地地域へ、転作を中山間地域へとゾーニングを誘導しながら、農地の借り換えも推進した経過があった。

農業構造変動として、階層分化が進む中で大規模階層の躍進がめざましい(表2)。まず、農業経営体のモード層として、2005年は3～5ha層にあったが、2010年になると1～3ha未満層へ低下し、それはそのまま2015年でも継続してきている。次いで、大規模階層=20ha以上層は微増しつつも、全く少数の存在ではある。現在、最多の20～30ha層でも35体であり、最上位階層の50ha以上層では9体に過ぎない。だが、町農地に占め

表1 当麻町の農業構造に関する基礎指標

経営継承、農地所有者の構成		経営規模、農地流動化		
経営継承	同居農業後継者がいる (%)	12.1	水田率 農業経営体・水田率 (%)	90.4
農地所有者の構成 (%)	専業農家 男子生産年齢人口がいる	14.7	経営規模 (a) 販売農家1戸当たり経営面積	970
	同上人口がない	17.4	農業経営体1体当たり経営面積	1,036
農地所有者の構成 (%)	兼業農家 第1種兼業農家	9.5	田のある経営体1体当たり田面積	979
	第2種兼業農家	7.7	農地流動化 (%) 販売農家の水田借地面積率	40.8
	自給的農家	18.6	農業経営体の借地面積率	41.8
	土地持ち非農家	32.0	農業経営体の水田借地面積率	43.5
	上記計	100.0	売買移動率	4.8

資料：2015年農業センサス、及び同農業センサス調査票情報の独自集計(個票組み替え集計)、農水省「農地の移動と転用」平成22～25年より作成。

注：1)「同居農業後継者がいる」、「農地所有者の構成」、「水田率」、「経営規模」、「販売農家の水田借地面積率」、「農業経営体の借地面積率」は2015年農業センサスの数値。

2) 売買移動率は農水省「農地の移動と転用」平成22～25年(4年間)の合計売買移動面積を2010年農業センサスの農業経営体・経営耕地面積で除したものである。

表2 当麻町における農家階層構成の変化

(その1：総農家)

(単位：年、戸、%)

年次 (年)	総農家 数 (戸)	同左減 少率 (%)	1戸当た り経営面 積(a)	農家階層構成の変化(戸)										
				1ha未 満	1～ 3ha	3～ 5ha	5～ 7.5ha	7.5～ 10ha	10～ 15ha	15～ 20ha	20～ 30ha	30～ 40ha	40～ 50ha	50ha 以上
1980	1,231	7.4	349	113	401	464	203	38	11	1	0	0	0	
1985	1,151	6.5	369	122	348	399	204	54	20	4	0	0	0	
1990	989	14.1	446	140	223	310	172	74	43	20	6	1		
1995	872	11.8	498	179	163	226	136	66	55	21	25	1		
2000	798	8.5	515	222	135	165	105	55	47	34	26	9		
2005	699	12.4	584	207	107	134	83	48	49	22	31	13	5	0
2010	617	11.7	642	215	92	85	65	33	46	27	29	12	12	1
2015	558	9.6	706	214	72	69	47	31	37	25	34	13	9	7
2010年：経営面積シェア (%)				1.3	4.5	8.2	9.8	7.1	14.3	11.9	17.4	10.4	13.5	1.4
2015年：経営面積シェア (%)				1.3	3.5	6.8	7.3	6.9	11.6	10.7	20.5	11.5	9.9	9.9

資料：各年次農業センサス、及び2005年～2015年農業センサスは調査票情報の独自集計（個票組み替え集計）より作成。

注：自給的農家、例外規定農家は1ha未満層に入れている。

(その2：農業経営体)

(単位：年、体、%)

年次 (年)	経営体 数 (体)	同左減 少率 (%)	1体当た り経営面 積(a)	農業経営体階層構成の変化(体)										
				1ha未 満	1～ 3ha	3～ 5ha	5～ 7.5ha	7.5～ 10ha	10～ 15ha	15～ 20ha	20～ 30ha	30～ 40ha	40～ 50ha	50ha 以上
2005	583	—	740	83	108	135	85	48	50	22	31	14	5	2
2010	480	17.7	904	70	93	86	66	33	46	27	29	14	13	3
2015	415	13.5	1,028	64	73	69	48	32	37	26	35	13	9	9
2010年：経営面積シェア (%)				0.7	4.2	7.6	9.1	6.5	13.1	10.9	15.9	11.2	13.4	7.5
2015年：経営面積シェア (%)				0.7	3.2	6.3	6.9	6.6	10.4	10.4	19.6	10.6	9.2	15.8

資料：各年次農業センサス調査票情報の独自集計（個票組み替え集計）より作成。

る大規模階層の面積シェアは着実に上昇－特に50ha以上層は2010～2015年にかけて倍増－している。現在、20ha以上層の合計シェアは55.2%と過半を超える、さらに40ha以上計では25%と4分の1、50ha以上層でも15.8%と6分の1を占める。

加えて、最近の動向として、①戦後団塊世代の高齢農家が厚い構成にあり、近々の離農増加と再びの大量農地の供給が見込まれている。それゆえ、町農政は大規模経営に対し、今後も農地の受け手となることを期待する。②土地持ち非農家の加齢による離村や農地売却の動きが強まり、農地所有世帯の減少が加速傾向にある。そのなか、離村・土地持ち非農家の空き家、放置状態の納屋が増加するとともに、同非農家の農地売却に伴い同空き

家等の売却も多く生じている。同時に、その空き家等の購入者はやはり大規模経営である^{注10)}。ことに、これらの動きが顕著なのが中山間地の広がるK区、中でもK4区である。

3. K4区の農業概要と農家階層構成

1) K4区の農業概要

K区（農家40戸、水田耕地485ha）は町の北東部に位置し、K1区～5区から構成されている。そこでの作付けとしては転作作物が多い。過去、各区は内部に複数集落を抱えていたが、集落再編進行によってK1区とK2区では区を1単位とした集落=農事組合として統合された（K5区は以

前から1つの集落)。だが、今もK3区、K4区は集落再編未実施である。

こうしたなか、K4区は水稻収量水準が高いものの、その北東部では牧草、そばで占められている。それゆえ、転作用地を求めて他区やK区内他区からの通い作者も複数存在する。そして、K4区はK4区-1集落、K4区-2集落、K4区-3集落の3集落から構成されているが、いずれも集落構成員数は絶対的な減少にある。

表3はK4区の構成と概要を示す。

1つに同区は居住者として農家6戸、土地持ち非農家3戸、農地売却者1戸と水田耕地132haから構成される^{注11)}。その内部として、K4区-1集落は農家5戸、土地持ち非農家2戸、比較的大きい耕地63.6haから成るが、後述するように60ha規模のK区最大一町でも4位の大規模経営が存在する。K4区-2集落は農家1戸、土地持ち非農家1戸、耕地48.2haであり、K4区-3集落になると居住者皆無の中で耕地21haである。

2つに、同区の農地所有者としては営農者、在村の土地持ち非農家より、離村した土地持ち非農家=不在地主の方が多く、それは12戸を数える。土地持ち非農家も離村に向かってきたのである。あわせて、実際には離村に伴って農地売却も頻発してきた。こうして離農と離村が進む中、特にK

4区-3集落では遂に居住者が皆無で、農地所有者も離村・土地持ち非農家の4戸のみとなり、その意味で集落は消滅した様相を呈す。

だが、3つに離農と農地供給が進んだため、K4区-1集落に所在の大規模経営による農地集積、さらには他区やK1区、K2区、K3区からの通い作者による農地集積が進行してきた。無論、これら農地集積は購入も含んできている。このなかでも、K4区-3集落では農地の受け手が皆無の中一同集落はエリア区分・名称としては残っているが一世帯が消滅するとともに、通い作者により集落耕地も全て集積された実態にある。

2) K4区における集落別に見た農家の動き

表4はK4区内の集落別に、1985年時点で居住していた農家の2020年現在の姿を示す。

そこでは①1985年に農家31戸が確認されたが、以降の著しい離農・離村進行により、②35年を経過した2020年では農家は6戸にまで減少した。

まず全体を見渡すと、あらためて農家が寡少な反面、離村・土地持ち非農家や離村・農地売却者の多いことがわかる。1つに土地持ち非農家、農地売却者は後継者不在の高齢夫婦のみ・単独世帯が離農したものであり、その殆どが離村となっている。その転居先としては町内市街地を中心に旭

川市、剣淵町、そして道外も見られる。

2つに農家6戸にしても、K4区-1集落における60ha規模の経営体No.①は際立つ存在だが、他5戸は高齢夫婦のみ・単独世帯等の零細規模農家や中小規模農家の性格にある。3つに、農地の受け手

表3 K4区の構成員・元構成員における農地所有者構成と集落耕地面積

農事組合 (集落)	居住 世帯 (戸)	農地所有者(戸)				集落耕地 面積 (ha)	通い 作者 (戸)
		在村 営農者	土地持ち 非農家	離村 土地持ち 非農家	計		
K4区-1	8	5	2	2	9	63.6	7
K4区-2	2	1	1	6	8	48.2	8
K4区-3	0	0	0	4	4	21.0	7
計	10	6	3	12	21	132.7	16

資料：当麻町農業センター提供の資料（2019年度、2020年度）より作成。

注：1) 集落耕地は属地面積であり、水田で示している。畑地は僅かな存在に過ぎない。

2) 2020年3月時点を示している。

3) 各集落への通い作者では集落に跨がっての集積がある。同時に、後述のように

「K4区-1集落」から他集落へ通う大規模経営も展開している。そのため、各集落への通い作者数と通い作者数「合計」とは一致しない。

表4 K4区における集落別に見た農家の動き（1985～2020年）

(単位：a、歳)

在村・離村の別	性格	経営体No. 世帯No.	経営面積 (a)			貸付地 (a)	家屋	宅地	納屋	指標	
				自作地 (a)	借地 (a)					営農者：世帯構成 離村者：転居先	

「K4区-1」集落

在村	営農者	①	5,863.4	3,318.1	2,545.3	0.0	健在	所有	健在	主54歳+妻+後継者
		②	666.6	666.6	0.0	0.0	〃	〃	〃	主72歳+妻
		③	337.3	337.3	0.0	0.0	〃	〃	〃	主78歳+男子（兼業）
		④	71.7	71.7	0.0	87.6	〃	〃	〃	主71歳+妻
		⑤	13.2	13.2	0.0	284.2	〃	〃	〃	女主71歳
在村	土地持ち非農家	6	0.0	0.0	0.0	496.8	〃	〃	〃	女80歳
		7	0.0	0.0	0.0	325.6	健在	所有	健在	主81歳+妻
	全農地売却者	8	0.0	0.0	0.0	0.0	健在	所有	健在	女95歳+息子68歳
	土地持ち非農家	9	0.0	0.0	0.0	350.2	空き家	所有	放置	旭川市施設居住
		10	0.0	0.0	0.0	444.6	売却△	売却	売却	市街地居住
離村	土地持ち非農家	11	0.0	0.0	0.0	0.0	売却○	売却	売却	市街地居住
		12	0.0	0.0	0.0	0.0	空き家	所有	放置	K2区の施設入居
	全農地売却者	13	0.0	0.0	0.0	0.0	売却	売却	売却	旭川市居住
		14	0.0	0.0	0.0	0.0	売却	売却	売却	死去
		15	0.0	0.0	0.0	0.0	売却×	売却	売却	死去、剣淵町居住

「K4区-2」集落

在村	営農者	①	543.0	543.0	0.0	0.0	健在	所有	健在	主71歳+娘
		2	0.0	0.0	0.0	436.5	健在	所有	健在	主86歳+妻
離村	土地持ち非農家	3	0.0	0.0	0.0	701.9	解体	所有	解体	R1区居住
		4	0.0	0.0	0.0	389.4	解体	所有	解体	町外在住
		5	0.0	0.0	0.0	362.3	解体	所有	解体	市街地居住
		6	0.0	0.0	0.0	309.8	解体	所有	解体	市街地居住
		7	0.0	0.0	0.0	297.1	空き家	所有	健在	市街地居住
		8	0.0	0.0	0.0	254.5	解体	所有	解体	町外在住
		9	0.0	0.0	0.0	0.0	解体	所有	解体	市街地居住

「K4区-3」集落

離村	土地持ち非農家	1	0.0	0.0	0.0	291.4	空き家	所有	健在	旭川市居住
		2	0.0	0.0	0.0	212.3	倒壊	所有	倒壊	市街地居住
		3	0.0	0.0	0.0	192.0	解体	所有	解体	神奈川県居住
		4	0.0	0.0	0.0	92.3	解体	所有	解体	市街地居住
離村	全農地売却者	5	0.0	0.0	0.0	0.0	売却	売却	売却	市街地居住
		6	0.0	0.0	0.0	0.0	売却	売却	売却	市街地居住
		7	0.0	0.0	0.0	0.0	解体	所有	健在	町外・死去

資料：当麻町農業センター提供の資料（2001年度～2020年度）、およびK4区-1集落の経営体No.①を対象とした2017年6月～2020年8月までの複数回に亘る実態調査、経営体No.②～⑤を対象とした2020年3月のアンケート調査より作成。

注：1) 表頭の「経営体No.・世帯No.」について補足すると、「経営体No.」は営農者の番号を示し、「世帯No.」は土地持ち非農家や全農地売却者の番号を示す。

2) 経営面積、貸付地は各集落における属地面積であり、水田で示している。

3) 1985年時点で居住していた農家について、その現状を2020年3月時点で示したものである。

4) 「K4区-1」集落における経営体No.①は他地区への通い作を含めた経営面積である。この他の農家では通い作がない。

5) 家屋、納屋の売却について、「×」は離農者による解体、「○」は農地購入者＝「K4区-1」集落の経営体No.①による新築、「△」は農地購入者＝「K4区-1」集落の経営体No.①による修繕を示す。

は上記のK 4 区－1 集落における経営体No.①の1 経営体に過ぎない。4 つに、従って階層構成としては極度に分化している。

次いで、1 つに農地集積者として、K 4 区－1 集落の経営体No.①のみが他区やK 区内他区への通い作を行うとともに、借地を25.5ha－K 区内では15.1ha－有する。また、この他に実際には他区からも含めて通い作者が多数存在し、農地購入も進めてきた。2 つに離村者の離農跡地以外の動向として、土地持ち非農家では残された空き家が解体、納屋も解体・倒壊という状態が多勢である。農地売却者では農地の売り渡し相手先に家屋、宅地、納屋も売却する動きが生じている。さらに、実際は同家屋等が解体されたりもしている。

このようななか、各集落の構成は次のようにある。

K 4 区－1 集落：1 つに営農者として経営体No.①の存在が大きい一方、他の4 戸は零細・中小規模の後継者不在の高齢者のみ世帯（世帯主70～80歳台）農家である。ことに経営体No.④、⑤は経営規模が各々僅か72a、13a（全て自家用野菜）、かつ貸付地もあって実質的には離農の性格にある。2 つに離農者として、在村者は高齢夫婦のみ・単独世帯（世帯主80歳台）の土地持ち非農家2 戸、高齢2人のみ世帯（世帯主95歳）の農地売却者1 戸に過ぎない反面、離村者が土地持ち非農家2 戸、農地売却者5 戸を数える。

ここで離村者に関して詳しく言うと、土地持ち非農家＝不在地主2 戸では世帯No.9 が家屋の空き家、納屋も放置の状態であり、世帯No.10は農地の約半分を売却するとともに、同農地の売り渡し相手先に家屋、宅地、納屋も売却している。同時に農地売却者5 戸になると、農地の売り渡し相手先への家屋、宅地、納屋の売却－その後の解体も含め－が4 戸、宅地を所有したままの家屋の空き家、納屋の放置状態が1 戸である。こうしたもと、前述の農地の約半分を売却した世帯No.10、また世帯

No.11の離農跡地、家屋等は経営体No.①が購入しており、前者の家屋は修繕後に長男夫婦が居住し、後者の家屋は解体・新築して次男が居住している。

K 4 区－2 集落：農家が実質的に皆無である。ここには5ha規模の高齢農家（世帯主71歳）が居住するが、全面転作の作業委託状態である。また離農者として、在村の高齢夫婦のみ（世帯主86歳）土地持ち非農家1 戸以外は離村・土地持ち非農家＝不在地主が6 戸と多く、次いで離村・農地売却者が1 戸となっている。そして、離村者群では宅地は所有されたままだが、家屋、納屋のほとんどは古い時代に解体されている。

K 4 区－3 集落：7 戸全てが離農・離村し、居住者も皆無の消滅集落－繰り返すが、同集落はエリア区分・名称としては残っている－となった。まず、離村・土地持ち非農家＝不在地主4 戸では宅地は所有状態にあるが、うち3 戸の家屋・納屋は解体されているか、倒壊している。残り1 戸の家屋は空き家の状態である。次いで、離村・農地売却者3 戸では2 戸が農地の売り渡し相手先へ家屋、宅地、納屋も売却している。残る1 戸は農地のみの売却であるが、空き家は既に同農地売却者によって解体されている。これらを言い換えると、集落耕地の全てが集落外からの通い作者群によって集積されるとともに、集落内の家屋、納屋も多くが消え去ったのである。

このなか、稲作生産者は僅かな存在である（表5）。K 4 区－1 集落では経営体No.①が大規模稲作だが、他は2 戸が中小規模稲作、1 戸が自家用野菜と自己保全管理、1 戸が自家用野菜のみである。ここで自家用野菜のみ農家は集落構成員としての資格も喪失している。K 4 区－2 集落の全面牧草転作者－作業委託状態－にも集落構成員の資格はない。同時に、K 4 区－3 集落ではそもそも集落内居住者と耕作者が不在である。これらに加えて、通い作者による集積農地は基本的に転作に当てられていること、また通い作者を含めてもK

表5 K4区内の構成員における作付け構成の概要

(単位：a)

集落	経営体No.	経営面積	作付け構成・面積			
			自作地	借地	稻作	生産調整
K4区-1	①	5,863.4	3,318.1	2,545.3	3,525.7	牧草1,293, そば916.7, 野菜22.2, 他105.8
	②	666.6	666.6	0.0	567.5	そば79.3, 野菜9.9, 自己保全管理等9.9
	③	337.3	337.3	0.0	110.1	そば195, 野菜5.7, 自己保全管理等26.5
	④	71.7	71.7	0.0	0.0	自家用野菜16.8, 自己保全管理54.9
	⑤	13.2	13.2	0.0	0.0	自家用野菜13.2
K4区-2	①	543.0	543.0	0.0	0.0	牧草543

資料：当麻町農業センター提供の資料（2020年度）、およびK4区-1集落の経営体No.①を対象とした実態調査（2020年8月）により作成。

注：1) 2020年8月時点を示しており、水田での作付け構成である。

2) 経営体No.①は他地区への通い作を含めた経営面積、作付け面積である。この他の農家では通い作がない。

4区-3集落は牧草中心の全面転作－水利施設は現存だが一状態にあることを指摘しておく。

3) K4区の内実と将来動向

K4区では1985年～2020年にかけて農家数が大幅に減少し、現在では1体の大規模経営、少数の小規模・零細規模の農家という構成になった。在村の農地所有者として見ても、60ha規模の大規模経営、5戸の高齢者のみ世帯（世帯主70～80歳台）農家、3戸の高齢夫婦のみ・単独世帯（世帯主80歳台）土地持ち非農家だけとなっている。そして農業の担い手、農地の受け手は1体の大規模経営=経営体No.①のみである。

あわせて、同区の将来動向としても、現農家群が上記の構成にあることから、次のように示される。零細・中小規模農家は5年後以内に全て後期高齢者世帯となるため、離農・離村が見込まれる。在村の土地持ち非農家もいっそうの高齢化により離村せざるを得ない。また離村・土地持ち非農家にしても加齢に伴って農地、家屋等も売却していくとみられる。経営体No.①も今後残る農家は「我が経営のみ」と見込んでおり、居住者は同経営の世帯のみ、耕作者は同経営のみに収斂される。すなわち、同区の耕地は経営体No.①と通い作者群によって全て集積されることになる。

4. K4区における農地集積者とその存在状況

1) K4区-1集落における大規模水田作複合経営の農地集積と存在状況

表6はK4区-1集落における経営体No.①=K・S経営の概況を示しており、町の典型的な大規模水田作複合経営の性格にあることがわかる。

同経営は経営（水田）面積58.6haと規模が大きく、町トップクラスの大規模経営であるとともに、集約的なキュウリ作が定着している。労働力構成としては世帯主夫婦+長男の後継者に加え、常雇の定着もみられる。さらには次男も就農意欲を示す。

経営耕地面積の構成として、58.6haのうち自作地33.2ha、借地25.5haと前者が大きく、農地購入－借地から購入への移行も含め－も進めてきた実態にある。その集積先は区の数として6区に及ぶが、集落再編の実施が作用し、集積農地のある集落は7集落に留まる。農地の貸し手=地主の数も7人に過ぎない。あわせて、10a当たり支払い小作料も6,000～13,700円の範囲に収まる。圃場条件、団地化状況としては40a区画中心のもと、圃場枚数は156枚を数え、最遠団地も13kmの距離にあるが、団地数自体は6団地と少ない。

表6 K 4 区－1集落におけるK・S 経営の概要

指標		農業経営の概要
労働力	世帯主世代 後継者世代 雇用者	経営主(54歳)：オペレータ、妻(57歳)：キュウリ作 長男(29歳)：オペレータ・稻作 常雇1人(キュウリ)、臨時雇20人日、人材派遣20人日
規模	経営耕地面積	計5,951.4a { 水田5,863.4a：自作地3,318.1a、借地2,545.3a 畑 88a：自作地88a
集積状況	集積先 借地条件	K 2 区、K 4 区、K 5 区、H 2 区、I 2 区、R 3 区：地主7人 10a当たり小作料(6,000～13,700円) 利用権設定期間(5～10年)
区画と枚数 団地と最遠距離	40a区画中心、圃場(水田)156枚 6区・7集落=6団地、最遠距離13km	
作付	水稻作(主食用) (10a当たり収量) 野菜作 生産調整	計3,525.7a(ゆめぴりか、きらら397、おぼろづき) ゆめぴりか(630kg)、きらら397(660kg)、おぼろづき(630kg) ※町平均：ゆめぴりか(600kg)、きらら397(600kg) キュウリ・ハウス22.2a 計2,337.7a(牧草1,293.0a、そば916.7a、キュウリ等)
販売	主食用米の販売額 キュウリの販売額 そば、牧草の販売額	計5,000万円(販売先はJAが支配的) 計1,100万円(販売先はJA) 計 65万円(販売先はJA)
主要農業機械・施設		トラクタ 6台(120ps, 80ps, 65ps×2, 46ps, 30ps) 田植機 1台(乗用8条型、成苗ポット) コンバイン1台(7条刈グレンタンク) 乾燥機 4台(60石、60石、60石、60石) ハウス 20棟(稻作用13棟：キュウリ兼用も含む) (キュウリ専用7棟)

資料：K・S 経営(表4におけるK 4 区－1集落の経営体No.①)を対象とした2017年6月～2020年8月までの複数回の実態調査より作成。

注：1) 2020年8月時点で示している。

2) 水稲の10a当たり収量、および販売額は2019年度実績で示している。

作物構成では水稻35.3haに加え、キュウリ用ハウス用地も大きいが、一方で主要な転作は省力的な牧草、そばで占められている。ここで稻作に注目すれば、田植機1台で上記の大面積を遂行し、水稻収量水準も高位であって町平均を凌駕する。これには－後述のように－複数区における農地集積ながらも、水稻団地が纏まっていることの作用がある。

表7はK・S 経営の詳細な農地集積先と作付け状況を見ている。

まず、複数の区・集落に亘る農地集積ながらも、実際は近隣での集積が支配的であり、経営耕地の7割半ばがK 4 区内に集中している^{注12)}。具体的

に58.6haの経営耕地のうち、48.3haがK区内にあり、また43.7haがK 4 区内にある。特に同経営所在のK 4 区－1集落内に経営耕地が38ha－全体の65%を占める－、かつ自作地も26.6haある。これには集落の耕地規模も大きいこと、ならびに所在集落ゆえに農地の売り渡し先として斡旋されてきたことが作用している。反面、遠距離の農地－H 2 区、I 2 区、R 3 区－は借地のみである。

次いで、作付け状況として、稻作は近距離地域に団地化されている。①稻作35.3haのうち32.5haがK区内(最遠2km)、さらに実に30.3haが同経営所在のK 4 区－1集落(0.3kmの範囲内)に集中する。ここで、H 2 区は12kmの距離にあって経営

表7 K・S経営の農地集積状況と作物作付け構成

地区・集落	距離 (km)	経営面積 (a)			圃場枚数 (枚)	地主数 (人)	主要作物の作付け構成 (a)					
			自作地 (a)	借地 (a)			水稻	牧草	そば	キュウリ	自己保全管理	自家用野菜
K 2 区	2.0	218.1	218.1	0.0	3	0	218.1					
K 4 区	0.3	4,370.0	2,857.6	1,512.4	121	6	3,028.0	349.9	864.1	22.2	101.8	4.0
4 区-1	0.2	3,802.3	2,664.6	1,137.7	108	4	3,028.0	141.2	505.1	22.2	101.8	4.0
4 区-3	0.3	567.7	193.0	374.7	13	2			208.7	359.0		
K 5 区	5.0	242.4	242.4	0.0	6	0			242.4			
H 2 区	12.0	292.9	0.0	292.9	8	1	279.6			13.3		
I 2 区	13.0	39.3	0.0	39.3	2	1				39.3		
R 3 区	13.0	700.7	0.0	700.7	16	1			700.7			

資料：表6に同じ。

注：2020年8月時点を示しており、水田の集積とそこでの作物作付け構成である。

耕地も293aに過ぎないが、圃場条件良好な稻作適地である。②一方、距離のあるK 5区では全面牧草転作である。同時に、13kmといずれも遠距離のI 2区、R 3区では全面転作－牧草、そば－であり、特に後者は大規模な牧草転作団地となっている。③こうして近距離の区に主に稻作団地、遠距離の区に転作団地とゾーニングされている。

あわせて、K・S経営の農地購入・借入、およびそれに付随した家屋、宅地、納屋の動きである（表8）。

1つに農地購入であり、同経営への農地売却者は9戸確認される。まず、その内訳として在村者が2戸、離村者が7戸－うち1戸はまだ一部農地を所有－である。後者の離村者の転出先としては町市街地、旭川市、剣淵町等である。次いで、これら農地売却者の家屋、宅地、納屋の状態として、在村者2戸は無論保持するが、離村者7戸では様相が異なる。すなわち、その7戸のうち6戸が家屋、宅地、納屋を売却－その後はK・S経営による解体も－した点に加え、前述のように家屋へのK・S経営の子弟居住－新築も含め－もみられる。残る1戸は宅地所有のまま、空き家で納屋は放置されている。関連して、空き家の解体費用については離村者から貰う、また離村者と折半する等と

なっている。

2つに借地であり、同経営への農地貸付者は7戸存在し、うち1戸は同じ集落内で僅かな面積(72a)を耕作する者だが、他6戸は土地持ち非農家である。この後者の土地持ち非農家6戸のうち、離村者が4戸を数える一方、在村者は2戸に留まる。まず、離村した土地持ち非農家4戸から見ると、①1戸は前述の農地を売却しつつ、一部農地を所有する者－市街地へ転出－である。②同非農家を除いた離村者3戸として、2戸は市街地、旭川市への転出のなか、家屋は空き家で納屋も放置の状態にある。残る1戸は神奈川県への転出であり、宅地所有の状態だが家屋、納屋は同非農家によって解体された。次いで、在村者の2戸にしても、1戸では納屋が同非農家により解体されている。

こうしてK・S経営は農地購入に際し、離村・農地売却者からの家屋、納屋等の購入依頼も受け入れつつ、同家屋、納屋の解体、もしくは家屋への子弟入居も進めてきた。これはまた離村者の離農跡地以外の残痕をも打ち消すことに作用している。借地にても、離村・土地持ち非農家側から家屋、納屋の解体も行われているのである。

表8 K・S経営の農地購入・借入状況と農地供給者の居住先、家屋、宅地、納屋の状況

地区・集落	経営面積(a)	農地集積の状況						農地供給者の居住先、家屋、宅地、納屋の状況							
		集積形態	出し手No.	営農状態	前歴借地	年次	面積	居住先	家屋		宅地		納屋		
									空き家	購入解体	備考	相手所有	購入	相手所有	購入
K 2 区	218.1	購入	①	×	×	2002	218.1	K 2 区				○		○	
K 4 区	2,857.6	購入		×	×	1987	108.0					○		○	
				×	×	1989	193.0					○		○	○
				②	×	×	1992	206.8	旭川市	○		○	○	○	○
				③	×	○	1994	188.7	死去	○		○	○	○	○
				④	×	×	2003	234.8	集落内	○		○	○	○	○
				⑤	×	○	2010	236.3	町内施設	○	新築	○	○	○	○
				⑥	×	○	2017	323.8	市街地	○		○	○	○	○
				⑦	×	×	1987	184.9	剣淵町	○		○	○	○	○
				⑧	×	○	2020	31.9	離農者が解体						離農者が解体
				⑨	×	—	2015	306.7	市街地	△	修繕	○		○	
				⑩	×	—	2017	444.6	市街地	○		○	○	○	○
				⑪	○	—	1989	291.4		○		○	○	○	○
				⑫	×	—	2002	192.0		○		○	○	○	○
				⑬	○	—	2007	87.6		○		○	○	○	○
				⑭	×	—	2020	496.8	離農者が居住中						
K 5 区	242.4	購入	⑯	×	×	2019	242.4	旭川市	○			○		○	○
H 2 区	292.9	借地	⑮	×	—	2005	292.9	H 2 区	離農者居住中			○		離農者が解体	
I 2 区	39.3	借地		×	—	2005	39.3		離農者居住中			○		離農者が解体	
R 3 区	700.7	借地	⑯	×	—	1997	700.7	市街地	○			○		○	

資料：表6に同じ。

注：1) 2020年3月時点を示しており、水田の集積である。

2) この表8はK・S経営の農地集積実績を過去に遡って可能な限り、追及したものである。したがって、前掲・表4の「農家・世帯No.」と本表8の「離農者No.」とは異なるものであることに注意されたい。

3) 「離農者の居住先、家屋、宅地、納屋の状況」について、①家屋における空き家の「○」は空き家状態であること、「解体」における「○」はK・S経営が業者に依頼して解体したことを示す。②宅地における相手所有の「○」は農地の出し手が所有していることを示す。③納屋における相手所有の「○」は農地の出し手が所有していること、購入の「○」とはK・S経営が購入したこと、「解体」の「○」とはK・S経営が業者に依頼して解体したことを示す。

2) 通い作者の農地集積と存在状況

表9はK 4区への通い作者の農地集積と存在状況を示す。

そこではK・S経営は除外して、K区内外からの通い作者は14経営体を数えるが、近隣のK区内からの通い作者が目立つ。

実態として、まず大規模経営が多く、町内最大の70ha規模の1経営体を筆頭に40～50ha規模が5経営体、30ha規模超が1経営体、15～20ha規模超が4経営体である。次いで、10ha規模未満も確認されるが、それは3経営体に過ぎない。同時に、これらの通い作者群では血縁関係者から依頼された集積も多いが、転作用地を求めるなかで

それに乘じて購入も含め、集積を進めてきた状況にある。実際、水稻作付け者は5経営体に過ぎず、その面積も小さいが、牧草、そばの作付け者は多く同面積も大きい。これにより、大面積の転作用地も確保しているのである。

こうしたなか、集積面積が大きいのは市街地からの通い作者No.②（経営規模39ha）、K 1区からの通い作者No.⑥（経営規模41ha）、R 1区からの経営体No.⑯（経営規模75ha）の3経営体である。特に、通い作者No.②は3集落に亘って26haを集積し、自作地面積も15ha超と大きい。とはいって、いずれの経営体も集積農地の作付けは牧草が支配的となっている。その牧草面積としては通い作者

表9 K 4 区への通い作者の性格と農地集積状況

通い 作者 No.	通い作者の性格		K 4 区における農地集積状況と作付け構成					
	立 地 地 区	經 營 面 積 (a)	通 い 作 先	集 積 面 積 (a)	自 作 地 (a)	借 地 (a)	借地 人 数 (件)	作付け作物 (a)
②	市街地	3,861.0	K 4 区－1	630.7	346.5	284.2	1	牧草2,457, 大豆137.2 そば33.2, 水稻198.2
			K 4 区－2	1,481.0	729.3	751.7	2	
			K 4 区－3	482.5	482.5	0.0	0	
			計	2,594.2	1,558.3	1,035.9	3	
③	C 4 区	463.0	K 4 区－1	231.4	231.4	0.0	0	そば33.2, 水稻198.2
④	C 4 区	937.8	K 4 区－1	138.2	138.2	0.0	0	水稻198.0
			K 4 区－2	59.8	59.8	0.0	0	
			計	198.0	198.0	0.0	0	
⑤	C 5 区	3,300.9	K 4 区－2	254.5	0.0	254.5	1	牧草254.5
⑥	K 1 区	4,117.8	K 4 区－2	969.0	235.4	733.6	2	牧草1,366.5 そば112.3, 水稻284.6
			K 4 区－3	397.5	185.2	212.3	1	
			計	1,366.5	420.6	945.9	3	
⑦	K 2 区	2,261.0	K 4 区－2	396.9	396.9	0.0	0	そば112.3, 水稻284.6
⑧	K 2 区	1,577.5	K 4 区－1	325.6	0.0	325.6	1	そば30.7, 水稻294.9
⑨	K 3 区	1,825.8	K 4 区－1	80.1	80.1	0.0	0	牧草309.8, 水稻80.1 牧草304.1
			K 4 区－2	309.8	0.0	309.8	1	
			計	389.9	80.1	309.8	1	
⑩	K 3 区	1,777.6	K 4 区－3	304.1	304.1	0.0	0	牧草304.1
⑪	K 3 区	4,866.2	K 4 区－3	144.8	0.0	144.8	1	牧草144.8
⑫	K 3 区	175.7	K 4 区－1	93.9	93.9	0.0	0	そば57.5, 他36.4
⑬	H 2 区	4,810.0	K 4 区－3	92.3	0.0	92.3	1	牧草92.3
⑭	R 1 区	7,483.7	K 4 区－2	701.9	0.0	701.9	1	牧草701.9
⑮	R 1 区	4,600.8	K 4 区－1	350.2	0.0	350.2	1	水稻350.2

35年以上前に農地を購入した2戸→高齢女性単独世帯化により作業委託、農地貸付

16	市街地	138.4	K 4 区－2	所有地：牧草102.8a→通い作者No. ⑭へ作業委託
17	U 2 区	0.0	K 4 区－3	所有地：144.8a→通い作者No. ⑪へ貸付（牧草作付け）

資料：当麻町農業センター提供の資料（2019年度）と2019年12月～2020年3月の複数回に亘るヒアリング、及びK・S経営を対象とした2017年6月～2020年3月までの複数回の実態調査より作成。

注：1) 水田の集積で示している。

2) 2020年3月時点で示している。

3) 便宜上、先のK 4 区－1 集落の経営体No.①=K・S 経営もK 4 区－3 集落に通うことから、通い作者としてカウントできるが、煩雑を避けるため、ここでは提示していない。そのため同表の「通い作者」は「No.②」から出発させている。

4) 大規模経営が目立つが、そこには複数経営体で大面積の開発畑が保有されていることの作用もある。具体的に同農地の保有者、および保有面積として、通い作者No.⑤が1,780 a、通い作者No.⑪が1,621 a、通い作者No.⑭が1,804 a、通い作者No.⑮が1,283 aである。

No.②が2,457 a、通い作者No.⑥が1,365 a、経営体No.⑭が702 a であって大規模である。

こうしてK 4 区内に通い作者群が展開しつつも、それらは転作対応が主体である。加えて言うと、通い作者は血縁関係者からの依頼という事情、また特に大規模経営では転作用地も確保されたこと

から、これ以上の積極的な集積志向はさほど持ち合わせていない。それゆえ、今後の離農跡地についてはK・S 経営による集積の余地が大きい。

あわせて、これらの他に、35年以上前に他区から農地を購入した2戸が存在するが、いずれも現在は高齢女性単独世帯であり、作業委託や農地貸

付の状態にある。まず、1戸は市街地居住であって、通い作者No.⑭へ牧草を作業委託している。もう1戸はU 2 区－2 集落居住で、通い作者No.⑪へ農地を貸し付けている（作付けは牧草）。

5. K 4 区－3 集落の消滅過程

表10は農家、居住者が皆無となったK 4 区－3 集落の消滅過程を示す。

まず、あらためて同集落では全農家が離農離村しており、その内訳としては離村・土地持ち非農家＝不在地主4戸、離村・農地売却者は3戸である。ここで実際は現在の農地貸付状態以前、また農地売却以前は別農家へ貸し付けていた動きもある

るが、その全容の追跡は難しく、現時点での農地流動化先で提示している。ただ、いずれにしても居住者は皆無、かつ元居住者の経営耕地もゼロである。

これに対して離農跡地の集積者、購入者は転作用地を求めた他の区・集落からの通い作者であり、6 経営体を数える。それらはK区内所在の者が支配的な上、大規模な経営体がK・S 経営を含めて揃う。反面、集落サイドに即せば、農地売却によって所有農地も減少し、その5割超が通い作者の所有地へ転じている。かつ、作付けは牧草主体の転作で占められ、水田農村集落としての性格が消えている。あわせて、繰り返すが不在地主4戸のうち3戸は住宅、納屋が解体、倒壊の状態に

表10 K 4 区－3 集落の営農者、居住者の消滅過程（1985～2020年）

性格	世帯 No.	貸付地 (a)	離村年 (年)	農地の流動化状況							
				現、農地の処分状況			移動先	地区・集落	通い作者 No.	同経営規模 (a)	作付け
				年次 (年)	流動化形態	面積 (a)					
離村・土地持ち非農家	1	291.4	2015	1989	→貸付	182.7	→	K 4 区－1	K・S 経営	5,863.4	牧草
	2	212.3	2005	2005	〃	212.3	→	K 1 区	No. ⑥	4,117.8	牧草
	3	192.0	2002	2002	〃	192.0	→	H 3 区	No. ⑬	4,810.0	牧草
	4	92.3	1990	2019	〃	92.3	→	市街地	No. ②	3,861.0	牧草
離村・全農地売却者	5	0.0	2008	2018	→売却	174.2	→	K 3 区	No. ⑩	1,777.6	牧草
	6	0.0	2010	2010	〃	304.1	→				
	7	0.0	2000	2010	〃	308.3	→				

参考：35年以上前に農地を購入した通い作者の農地処分等の動向

性格	世帯	貸付地 (a)	離村年 (年)	農地の流動化状況							
				現、農地の処分状況			移動先	地区・集落	通い作者 No.	同経営規模 (a)	作付け
				年次 (年)	流動化形態	面積 (a)					
通い作者＝現離農	X	144.8	—	…	→貸付	144.8	→	K 3 区	No. ⑪	4,866.2	牧草
	Y	0.0	—	1989	→売却	193.0	→	K 4 区－1	K・S 経営	5,863.4	そば
	Z	0.0	—	…	→売却	185.2	→	K 1 区	No. ⑥	4,117.8	牧草

資料：表9に同じ。

注：1) 水田の集積で示している。

2) 1985年時点で居住していた農家について、その帰結状況を2020年3月時点にて示したものである。

3) 同表では煩雑も少ないため、K 4 区－1 集落の経営体No.①＝K S 経営も提示している。

4) ここで実際は現在の農地貸付状態以前、また農地売却以前は別農家へ貸し付けていた動きもあるが、その全容の追跡は難しく、現時点での農地流動化先で提示している。この点に留意されたい。

5) 世帯No.1は前掲・表8の出し手No.⑨に該当し、291.4aをK・S 経営へ貸し付けているが、属地的観点から本表ではK 4 区－3 集落内に所在の貸付地182.7aを提示している。一方、残りの貸付地108.7aはK 4 区－1 集落内にある。

6) 「参考」としてあげた世帯「X」は表9の通り作者No.17に該当し、世帯「Y」は表8の出し手No.①に該当する。

7) 「離村年」の「—」はそもそも通り作者であるため、該当せずという表示として示している。

8) 「…」は不明であることを示す。

ある。また農地売却者3戸のうち世帯No.5、6では家屋、宅地、納屋が売却され、世帯No.7の家屋は解体されている。

このように同集落では①離農離村、農地売却の進行によって世帯が消えた－消滅集落化－とともに、②通い作者群=大規模経営体群による農地集積により、元居住者の経営耕地が皆無になると同時に所有農地も過半を喪失した。③これらの経過を経て世帯、経営耕地ともに全て集落外へ流出したのである。④このなか、全農家の離農離村後、時間も経過したため、逆に集落再編も急がれずに先送りされてきたが、現在その方向を検討中である。

その先行きとしては不在地主に残る僅かな所有地も同地主が高齢、かつ農地の資産価値も低いため、近い将来に売却へ移行することとなる。その到達点は通い作者による集落耕地の完全な自作地化であり、元居住農家群にとって集落耕地の所有権喪失である。つまり、居住者不在のうえに所有農地も消え去り、集落としての実体は完全に消失する。

6. K・S 経営の方向性とK4区の将来像

K・S 経営は今後の方向として、K4区内の他農家が近い将来全て離農することを見越し、いっそうの規模拡大を志向する^{注13)}とともに、同区の農事組合長を恒久的に請け負う姿勢にある。

最初に将来の経営規模、作付け構成としては現後継者に加え、次男も就農予定のため、法人化と経営規模100ha=水稻60ha（田植機2台、コンバイン2台）+牧草40haを構想する。そして、依然として農地の購入にも積極的な姿勢にある。そうした中、K4区内での農地集積も無論行うが、まずは稲作に好適なH2区での農地を纏まった800aへと拡大し、K4区－1集落に次ぐ稲作の拠点地域化をねらう方向にある。

次いで、K4区の農事組合長になった際は、僅かに残る土地持ち非農家に各係を依頼することになると見込む^{注14)}。だが、その先は同経営の世帯のみが居住者、また同経営のみが営農者となり、1人で同区を運営しうる立場と化す。さらに空き家購入・新築を通しての長男居住世帯、次男居住世帯の形成は経営体としては一つだが、世帯が3戸へと増加したことを示す。すなわち、先行きとしては同経営の構成世帯群のみが同区の居住世帯となる。

こうしてK4区の将来像として、居住世帯では大規模経営を構成する3世帯のみ、営農者では同経営の1経営体のみ、という姿が描かれる。

7. 結 語

これまで農地賃貸借展開地域の上川中央・当麻町、中でもK4区の動きを検討してきた。その結果は次のように整理できる。

K4区は第1に少数の土地持ち非農家、高齢農家と1体の大規模経営のみの構成と化している。まず、土地持ち非農家化とその農地売却・離村の多発が進み、集落構成員は極度に減少した。しかも、離村離農者の家屋、納屋も解体・倒壊、またそれらの売却が多勢となっている。こうして、離村者ではかつての集落内居住者としての痕跡が消え失せつつある。こうした離農跡地等の購入者は同区所在の1体の大規模経営、および通い作者群である。そして、同区内の居住世帯としては大規模経営1体が大きな存在感をもって構成されていた。先行きとしても、残る農家の離農と離村－さらに農地売却－が不可避な状況にあった。したがって、区内では居住者は1体の大規模経営しか残らず、耕地も同経営体と通い作者群による完全集積が見込まれたのである。

第2に同区における農地集積者の内実として、まず上記の区所在の大規模経営1体であるとともに

に、加えて通い作者群にしてもやはり大規模な経営が多い。先の区内における離農多発、農地供給に乘じ、大規模経営1体は購入・借地を進めて大幅な農地集積を実現してきた状況にある。また、通い作者も数多く入り込んでいるが、それらも大規模経営が主体であって、大面積の農地集積を実現した者もみられる。このなか、注意すべきは区内に残る唯一の大規模経営が離村者の家屋等を購入してきた中、複数子弟を住まわせ、経営体としての世帯数を増加させたことである。

第3に同区内の特定集落では全農家が離農離村し、その離農跡地も同区他集落の1体の大規模経営、および他区からの通い作者群によって全て集積された。すなわち、離農離村の果てに全世帯が消えて消滅集落へと転じ、経営耕地も皆無となった。あわせて、離村者が残した家屋・納屋にしても、それらは解体、倒壊の状態や売却が支配的であった。同時に、その通い作者群は特に大規模な経営体であり、これが集落耕地の完全集積に作用したと言える。そこでは集落耕地の所有権も通い作者群に大きく移転しており、先行きとして所有地の完全喪失も見込まれた。このような特定集落の消滅を踏まえ、同区を1単位とする集落の統合・再編の方向性も思慮されている。

第4に同区に所在の大規模経営1体の方向性、ならびに同区の将来像は次のように示された。まず、この大規模経営はいっそうの規模拡大を志向するとともに、統合集落—先行き構成員は同経営のみとなる—の農事組合長の恒久的請負も想定する。加えて、この大規模経営の世帯数増加により、同区の構成員は同経営体の構成世帯群のみで占められることとなる。換言すると、大規模経営（の世帯）がイコール同区（の世帯）となす。

このように、①集落レベル、区レベルとしても、営農者は大規模経営1体しか存続できない事態も発生すること、②また、統合・再編後の集落内居住者としても、同大規模経営1体の世帯群に限定

されていくこと、が見込まれる。③つまり、統合・再編後にも、集落内の営農者、居住者は大規模経営1体とその世帯のみという将来像が描かれる。

以上は次の点を含意する。農村集落は耕作者、居住世帯、経営耕地が消失—所有地も減少—しつつも、それは他集落や区外からの通い作者群による農地集積によってカバーされていく様相にある。その中、集落の統合・再編が行われる下でも営農者、居住者は大規模経営群とその世帯群へと収斂し、必然的に同経営群が再編集落の運営面で主導権を握ることになる。こうして農村集落では離村離農と農地供給がいかに進もうとも、通い作者群による農地集積や、集落再編が進む中では大規模経営による新たな集落形成もまた容易である。ただ、その集落は単に大規模経営が展開する—農地がある—空間へと変貌することとなる。

こうした動きは戦後団塊世代の離農増加により、町内さらには上川中央としても広がりを見せていくと思われる。これら様相については、今後ともその動勢を見定めていく必要がある。

注1) 最近では細山(2015)、細山(2019)、細山(2020b)を参照されたい。

注2) 農村集落における離村離農と他方での—従来の売買に加え、借地を集積した—大規模水田作経営の展開に関しては細山(2015)が詳しい。また集落の統合再編に関しては柳村(1992)の論考が端緒である。

注3) 上川中央地域を含めた道央水田地帯全体を対象とした細山(2015: pp.349)による。あわせて、細山(2018: pp.24)でも「その行き着く先として、農村集落内では少数の大規模水田作経営と少数の土地持ち非農家のみが存続(居住)するという体制となる」と指摘していた。

注4) 農地所有世帯の減少加速について、全国的

動向では橋詰（2018）、北海道の動向では細山（2018）（2019）に詳しい。また、大規模経営における借地関係から購入への移行については細山・杉戸（2017）、さらに細山（2018）（2019）を参照されたい。

注5) 当麻町の大規模経営群を分析した細山（2020a）による。

注6) これは大野（2005）の言う「消滅集落」＝「人口・戸数ゼロ」（p.10）に関して、通い作の大規模経営群による完全な農地集積を想定したものである。

これに関する先行研究として、①佐藤（2008）は上川以北の道北地域について、大野（2005）が対象とする「高知県の山村」よりも「はるかに激しい人口流出の結果、多くの消滅集落が発生してきた」（p.71）と言及した。②だが、同言及に対して、黒瀧（2009）は北海道の特質は「離農問題・離村問題」（p.23）にあり、それゆえ道北地域でも「『消滅集落』が激しく進行」（p.23）したのだと若干の異を唱える。③これに反応した佐藤（2012）は「『消滅集落』の多さ」（p.74）に関して、黒瀧（2009）の指摘を踏まえ「解明をすすめる必要」（p.74）性を説いた。ただ、実際は先の佐藤（2008）にしても、音威子府村の分析から「農業構造の変化」が「集落そのものの縮小そして消滅」（p.68）を招くと示されていた。

注7) 実際は、これに関する研究蓄積は乏しく、僅かに細山（2015）で見られるのみである。

注8) 農村集落の存続について、それは集落内に農家や人口が僅かでも存在することとして、意味づけされてきた。例えば、大野（2005）が言う限界集落は65歳以上人口割合50%以上の集落とされ、世帯の存在が前提とされている。また、橋詰（2004）も農家ゼロの集落を消滅集落、農家がいる集落を存続集落として

分析した。

一方、大野（2005）の消滅集落論に対して、たとえ農家や人口がゼロと化しても、集落は消滅しないことを解明したのが山下（2012）である。山下（2012）は府県農村を対象とし、消滅集落と言っても、実際には農家は①経営耕地、家屋等を残したまま生活条件良好な集落に転出していたこと、②同時に転出先から一消滅集落とされた一旧居住集落へ向けて通勤耕作を行っていること、そこでは家屋等も利用していることを示し、③集落は消滅していないと指摘した。こうした指摘は同じく府県農村の分析を行った小田切（2014）でも見られる。

だが、北海道では事情が異なり、先述のように離村離農の進行ゆえの消滅集落発生である。従って、離農者の転出先や農地処分の動きに加え、家屋等の動きの追跡も要請されると言える。

注9) 当麻町における地域農業資源管理・共同作業の実態については細山（2015：pp.151～193）を参照のこと。

注10) 先の細山（2020a）も参照されたい。

注11) ここで集落耕地といっても、それは水利に基づくものではなく、農協・行政の末端組織たる農事組合を範域としたものである。

注12) K・S経営は複数の区・集落における農地集積状態だが、地域農業資源管理の負担は軽いー先述のように、同町における地域農業資源管理の実態に関しては細山（2015：pp.151～193）を参照されたいー。①同経営出役の地域農業資源管理・共同作業は集落を越えた支線組合の構成員として行われている。ただし、転作対応の区では水を利用しないため、支線組合からの出役要請がない。②具体的に用水路清掃として、稻作のあるK区では3つの用水組合に所属しつつ、3日で終了してい

る。また、稻作はH 2区にもあるが、そこでは水が幹線用水路から直接に個人用水へ流れ込むため、出役の必要がない。一方、転作対応のI 2区、R 3区では出役要請自体がそもそもない。③このなか、後述のように同経営は100ha規模を目指しているが、こうした大規模化実現の際、地域農業資源管理は長男、次男による遂行に加え、土地改良区や臨時雇等に頼むことになると見込む。

注13) K・S 経営は現行の機械装備でも稻作42haまで可能とする。田植機1台でも1日当たり3ha移植実施×14日=42haとなり、5月15日からの移植開始で5月中に終了できる、と自負するのである。実際、現在でも1日当たり3.5haを移植しえている。また、移植稻作42ha遂行の際は育苗ハウスの能力が問題となるが、キュウリ・ハウスを利用すれば良いとする。H 2区で纏まった農地800aの確保を目指すのも、その条件であれば「1日当たり4haの移植→2日間で8haが終了」するためと指摘する。

注14) 農事組合=集落の運営面について述べると、以下のようにある。K 4区-1集落：水田営農者が過少なもと、集落の役職としては農事組合長のみしかなく、同組合長が会計係、共済係、転作調整係を兼務する（現農事組合長は経営体No.②）。他面、集落は行政区の末端組織としての役割も担うことから、土地持ち非農家の世帯No.7が非農業領域の神社委員を請け負っている。K 4区-2集落：全面転作者ではあるが、唯一の営農者は経営体No.①が農事組合長と他役職を担ってきている。K 4区-3集落：営農者、居住者不在のために農事組合長も不在である。

あわせて、K 4区内ではK 4区-1集落の経営体No.①のみが営農者として存続していくことから、やはり同経営が農家組合長となら

ざるを得ない。同時に、その際は残る土地持ち非農家が某かの係役担当者として期待されることになる。

引用文献

- [1] 橋詰登（2004）「中山間地域における農業集落の存続要件に関する分析」農林水産政策研究、第7号、pp.1-24。
- [2] 橋詰登（2018）「2015年センサスにみる農業構造変動の特徴と地域性－水田農業の担い手形成と土地利用の変化に着目して－」安藤光義編著『日本の農業 あすへの歩み：縮小再編過程の日本農業－2015年農業センサスと実態分析－』一般財団法人農政調査委員会、第250・251集、pp.15-42。
- [3] 細山隆夫（2015）『農村構造と大規模水田作経営－北海道水田作の動き－』農林統計出版。
- [4] 細山隆夫（2018）「北海道水田地帯における農業構造の変動と特質－農業センサス分析を中心とした接近－」『農業問題研究』第50巻第1号、pp.16-25。
- [5] 細山隆夫（2019）「統計データにみる道央水田地帯における農業・農村の現段階」柳村俊介・小内純子編著『北海道農村社会のゆくえ農事組合型農村社会の変容と近未来像』農林統計出版、pp.73-90。
- [6] 細山隆夫（2020 a）「農地所有世帯の急減下における大規模水田作経営の農地集積上の到達点－北海道の農地賃貸借展開地域における動き－」『農業経済研究』第92巻第2号、pp.105-122。
- [7] 細山隆夫（2020 b）「道央水田地帯における農業構造の変動と将来動向予測」谷本一志編著、小林国之編著、仁平恒夫編著「北海道農業の到達点と担い手の展望」農林統計協会、pp.49-62。
- [8] 細山隆夫・杉戸克裕（2017）「北海道水田地

- 帶における農地賃貸借の性格と大規模水田作
経営の存立条件－上川中央・当麻町－』『農
業問題研究』第49巻第1号、pp.1-12。
- [9] 黒瀧秀久（2009）「書評 神沼他編『北海道北
部の地域社会－分析と提言』」『林業経済』第
62巻第9号、pp.21-24。
- [10] 小田切徳美（2014）『農山村は消滅しない』、
岩波新書
- [11] 大野晃（2005）『山村環境社会学序説－現代
山村の限界集落化と流域共同管理』農山漁村
文化協会。
- [12] 佐藤信（2008）「1 人口流出と『二つの過
疎』」神沼公三郎、奥田仁、佐藤信、前田憲
編著『北海道北部の地域社会－分析と提言』
筑波書房、pp.63-72。
- [13] 佐藤信（2012）「『限界集落』論と北海道の
農村社会」『北海学園学術情報リポジトリ、
開発論集』第89号、pp.65-76。
- [14] 山下祐介（2012）『限界集落の真実－過疎の
村は消えるか？』筑摩新書
- [15] 柳村俊介（1992）『農村集落再編の研究』日
本経済評論社。

(2021年9月10日受理)